

春日井市指定袋に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第12条第2項に規定する市長が指定する袋の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋)

第2条 市長は、別表に掲げる規格を満たしたごみ袋を春日井市指定袋（以下「指定袋」という。）として承認する。

(申請)

第3条 指定袋の製造等をしようとする者は、春日井市指定袋承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款及び法人登記事項証明書又はこれらに類する書類（個人にあっては住民票の写し及び履歴書）
- (2) 承認を受けようとする袋の仕様書及び見本品
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請の可否を決定したときは、春日井市指定袋承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）又は春日井市指定袋不承認通知書（第3号様式）により前条の申請者に通知するものとする。

(製造届)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、指定袋を製造したときは、速やかに春日井市指定袋製造届（第4号様式）に製造した指定袋及び品質証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(変更届)

第6条 承認事業者は、申請事項に変更があるときは、春日井市指定袋変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(指示等)

第7条 市長は、指定袋の取扱い、規格等について改善等の必要があるときは、承認事業者に対し、指示することができる。

2 市長は、承認事業者が前項の指示に従わないときは、当該者に対する承認の取消し及び当該事実の公表をすることができる。

3 前項の規定により承認を取り消された者は、直ちに承認通知書を市長に返還しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 承認事業者が指定袋の製造を取りやめるときは、春日井市指定袋廃止届（第6号様式）に承認通知書を添付して市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第4号様式から第6号様式までの改正規定並びに次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 第1号様式及び第4号様式から第6号様式までの改正規定の施行の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

2 この要綱の改正の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定袋に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市指定袋に関する要綱の

規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用すること
がある。

別表（第2条関係）

項目／種類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	金属類（発火性危険物）
材質	ポリエチレン製（袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。バイオマス素材を配合する場合は、配合率10%以上とすること。）			
大きさ（袋の口を縛った状態で収容できる容量）	45リットル（縦800ミリメートル横650ミリメートル）以下とし、45リットル、30リットル及び10リットル			
厚み	0.02ミリメートル（10リットルのものについては0.01ミリメートル）以上で、袋の大きさに応じた丈夫なもの			
袋の色	黄色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）	青色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）	無色透明	赤色（内容物が識別できる程度の透明性を有するもの）
印字色	黒色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）		緑色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）	黒色（使用するインクは袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。）
その他	<p>(1) 春日井市指定袋、袋の種類、春日井市承認番号及び別に指示する事項を指定袋に表示すること。</p> <p>(2) バイオマス素材を配合している場合は、国際標準化機構によるIS016620シリーズに基づいてバイオマスプラスチックの認証を行っている第三者による認定、認証されたことを示す記載や記号について、外袋または指定袋に表示すること。</p> <p>(3) 平角袋等の形状は特に指定しない。</p> <p>(4) 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。</p> <p>(5) 春日井市指定袋及び袋の種類、大きさ、厚み、形状等の内容並びに家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示事項を外袋に表示すること。</p>			

第1号様式（第3条関係）

春日井市指定袋承認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

	所 在 地
	名 称
申 請 者	代表者氏名
	電 話 番 号

春日井市指定袋の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定袋の種類

2 指定袋の大きさ

第2号様式（第4条関係）

春日井市指定袋承認通知書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のあった春日井市指定袋の承認については、次のとおり承認します。

1 承認する指定袋

2 承認番号

第3号様式（第4条関係）

春日井市指定袋不承認通知書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付で申請のあった春日井市指定袋の承認については、次の理由により承認しません。

第4号様式（第5条関係）

春日井市指定袋製造届

年 月 日

（宛先）春日井市長

	所在地
届出者	名称
	代表者氏名
	電話番号

年 月 日付けで承認を受けた春日井市指定袋の製造を行いましたので、次のとおり届出します。

1 承認番号

2 製造枚数

3 販売先

第5号様式（第6条関係）

春日井市指定袋変更届

年 月 日

（宛先）春日井市長

	所 在 地
	名 称
届 出 者	代表者氏名
	電 話 番 号

年 月 日付けで承認を受けた春日井市指定袋について、次のとおり変更します。

1 承認番号

2 変更事項

第6号様式（第8条関係）

春日井市指定袋廃止届

年 月 日

（宛先）春日井市長

	所 在 地
	名 称
届 出 者	代表者氏名
	電 話 番 号

年 月 日付けで承認のあった春日井市指定袋について、次のとおり製造を廃止しますので、届出します。

1 承認番号

2 廃止する指定袋

3 廃止の理由